

令和5年度  
(2023年度)

# 業務概要



## 福島県若松乳児院

〒965-0807 会津若松市城東町1番100号

TEL・FAX (0242) 27-0033

E-mail : wakamatunyuujiin@pref.fukushima.lg.jp

## 1 設置の目的

当乳児院は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、同法第37条の規定によると、「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」とされています。

※ 乳児：満一歳に満たない者 幼児：満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者

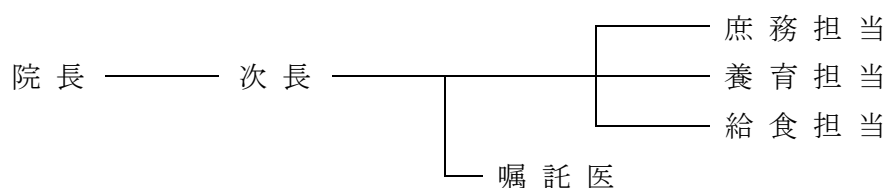
## 2 沿革

本県では、昭和23年（1948年）9月1日、福島市森合西養山10に最初の県立乳児院（白鳩寮）が入所定員8名で創設され、その後、会津若松市及び同市の関係団体からの強い要望があり、昭和27年（1952年）2月11日に会津若松市天寧寺町寺口976-7（当時の会津児童相談所に隣接）に、県内で2番目の乳児院として、入所定員20名の本院が開設されました。

〔経緯〕

昭和27年（1952年）	2月11日	若松乳児院が入所定員20名で開設
	3月31日	院舎竣工 敷地 2,260.5 m <sup>2</sup> 建物 木造一部二階建 265.6 m <sup>2</sup>
	6月1日	開院
昭和37年（1962年）	12月1日	定員増加に伴う増築（面積160.05 m <sup>2</sup> ）
昭和38年（1963年）	1月1日	福島乳児院の廃止に伴い入所定員40名
昭和39年（1964年）	4月1日	福島県児童福祉施設条例制定 （昭和39年福島県条例第37号）
昭和45年（1970年）	5月14日	現在地に移転し業務を開始
令和2年（2020年）	3月	「新たな乳児院に係る基本構想」策定 指定管理者制度の導入決定
令和3年（2021年）	8月	「新たな乳児院整備計画」策定 令和6年度以降の移転改築予定として現在整備中

## 3 組織及び職員数



R5.4.1 現在（人）

区分	院長	次長	庶務担当	養育担当			給食担当 栄養士	夜間 補助員	嘱託医	計
				看護師	保育士	児童 指導員				
人数	1	1	2	9	8	3	1	2	非常勤 (1)	27 (1)

## 4 施設の概要

### (1) 土地

敷地面積 1362.08 m<sup>2</sup>

うち屋外遊戯場 560.57 m<sup>2</sup>

遊具等：砂場、滑り台、回転遊具、ブランコ、鉄棒

### (2) 建物

ア 庁舎 鉄筋コンクリート造一部二階建 633.33 m<sup>2</sup>  
(1階 538.93 m<sup>2</sup>、2階 94.4 m<sup>2</sup>)

イ 倉庫 コンクリートブロック造平屋建 12.96 m<sup>2</sup>

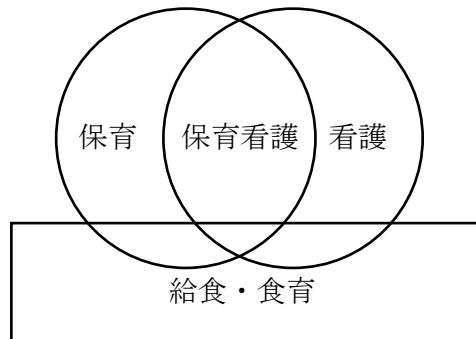
ウ 物置 コンクリートブロック造平屋建 7.82 m<sup>2</sup>

## 5 令和5年度基本方針及び重点施策等

### 基本目標

子どもの人格を限りなく尊重し、  
自然の中でのびのびと豊かな心を養い、健康な体を育てる。

若松乳児院の目指す養育 = 保育看護と給食・食育の推進



### (1) 基本方針

新しい社会的養育ビジョンでは、乳児院をはじめとする代替養育を担う児童福祉施設は、「できる限り良好な家庭的環境」を提供することに加え、子どもの養育の専門性を生かしたアセスメント機能、相談支援機能、地域支援機能及び里親支援機能を付加するなど、多機能化することが求められており、福島県は、新たな乳児院に係る基本構想（R2/3）及び新たな乳児院整備計画（R3/8）を策定し、現在、令和6年度以降の移転改築予定として、指定管理者制度による新たな乳児院の整備を進めています。

このような状況を踏まえ、私たちは「若松乳児院倫理綱領」をよりどころに、現在の若松乳児院の持つ資源を最大限に活用して、新たな課題にも対応するとともに、子どもたちに寄り添いながら、一人一人の子どもの最善の利益の実現に努めていきます。

## (2) 重点施策

基本方針等を踏まえ、以下の重点施策を効率的に展開いたします。

### ① 養育体制の充実

家庭的環境での養育に近づけられるよう、担当養育制を採用するとともに、保育士と看護師の協力（保育看護）体制による質の高い養育、さらには乳幼児の「食」の特殊性と重要性を踏まえた給食・食育の推進に努めます。

また、個別の対応が必要な児童に対しては、個別対応職員が中心となり1対1の対応等手厚く丁寧なかかわりにより、愛着形成や発達促進に努めます。

### ② 援助計画（自立支援計画）の策定及び展開

児童相談所の援助方針に基づき、家庭環境等を十分に踏まえた的確な計画を策定するとともに、適時ケースカンファレンスを行うなど、乳幼児養育の専門性を活かしたアセスメント機能を発揮して、児童の日常的な行動に応じたきめ細かな処遇に努めます。

### ③ 早期家庭復帰、里親委託の推進

家庭支援専門相談員を中心に、保護者との緊密な連絡・調整を図り、早期かつ円滑な家庭復帰が実現されるように努めます。また、里親委託が適当な児童については、児童相談所との緊密な連携のもとに、できるだけ早い段階での里親委託を推進します。

### ④ 子育て支援の充実

職員の乳幼児養育に関する知識、経験、技術等の蓄積を十分活用し、保護者や里親に対して面会交流を通じた養育支援を行うとともに、丁寧なアフターケアにより退所後の児童の健全な成長を支援します。

### ⑤ 事故防止・緊急対応の強化

事故防止マニュアルに基づく日常的な事故防止の点検やインシデント・アクシデント事例を踏まえた再発防止策等の情報共有の徹底、緊急事態に対する救急蘇生訓練、避難訓練などを通じて、事故の未然防止や災害時における適切・的確な対応能力の向上を図り、万全を期して児童の危険回避に努めます。

### ⑥ 感染症、疾病・負傷の予防対策の充実

児童の日常の健康管理の徹底、標準予防策の確実な実行、月齢に応じた計画的な健康診査と予防接種の実施により、感染症、疾病等の予防に努めます。

特に、感染症については、職員自らが感染源とならないよう体調管理を徹底するとともに、児童と保護者等との愛着形成に留意しつつ、来院者の体調確認や人数制限を求めるなど、効果的な予防対策を講じていきます。

### ⑦ 地域との交流・地域支援

日常のお散歩やお買い物、お楽しみお出かけ等の年間行事を通じて、地域の方々との交流を図ります。

また、関係機関（団体）と連携しながら、福祉施設実習生やボランティアを受け入れるとともに、登録前里親の育児体験（研修）を通じて、地域支援に取り組みます。

## 6 養育班の編制・年間養育目標

養育班は、うさぎ組、ひよこ組、こりす組の3班編制とし、乳幼児の成長、月齢等に応じて、生活習慣、言語、運動機能、社会性、遊び等の発達を促しています。

うさぎ組 概ね1歳を迎えるまで

- ・ 養育者との関わりを楽しみながら安心して過ごす。

ひよこ組 概ね1歳から1歳6か月まで

- ・ 自分でハイハイしたり、歩いたりして動くことを楽しむ。
- ・ 自分の思いを仕草や言葉で表し、思いを受けとめてもらうやりとりを楽しむ。

こりす組 概ね1歳6か月から退所まで

- ・ 健康な体をつくり豊かな体験をする。
- ・ 養育者や他児と触れ合いながら好きな遊びを十分に楽しむ。



## 7 乳幼児の一日

班 時間	乳児（うさぎ組） ※ 授乳時間は「6回乳」の例	幼児（ひよこ・こりす組）
6:00	起床、オムツ交換、着替え、あそび	起床、オムツ交換、着替え、あそび
7:00	授乳、朝食、あそび	朝食
8:00	オムツ交換、朝寝	オムツ交換、あそび（月齢により朝寝）
8:45		<申し送り>
9:00		<室内清掃>
9:20	オムツ交換	オムツ交換
9:30		おやつ
9:40	戸外散歩、あそび	戸外散歩、あそび
10:00	授乳	
10:30	昼食	
11:20	オムツ交換	昼食（ひよこ組）
11:30	午睡	昼食（こりす組）
12:00		オムツ交換、午睡
13:30	検温、入浴、着替え	
14:00	おやつ、授乳、あそび	検温、トイレトレーニング おやつ、あそび
15:30	午睡	入浴、着替え
16:15	夕食	
16:30		<申し送り>
16:45	オムツ交換	
17:00	あそび	夕食、歯磨き、オムツ交換
18:00		あそび
19:00	授乳、オムツ交換	
20:00	就寝	オムツ交換、就寝
22:30	授乳、オムツ交換	
2:00	授乳、オムツ交換	



## 8 年間行事

月	行事名	対象児童	概要
4	お花見	ひよこ・こりす	鶴ヶ城近隣まで散歩しお弁当を食べる。
5	こどもの日	全児	鯉のぼり、五月人形を飾って祝う。
6	プール遊び（～8月）	ひよこ・こりす	ベランダやお風呂場で水遊びを楽しむ。
7	七夕	全児	七夕飾り付け、すいか割り。
8	夏祭り	全児	ミニ屋台等を楽しむ。
9	お月見（十五夜）	全児	祭壇を作り、収穫物等を供える。
10	ハロウィン	全児	仮装してお菓子をもらったりする。
11	お楽しみ会	全児	地域の方々、保護者等と交流する。
12	クリスマス会	全児	サンタさんからプレゼントをもらったりクリスマスケーキを食べる。
1	だんごさし	全児	だんごを枝に飾り一年の幸せを願う。
2	節分	全児	鬼の面をつくり、豆まきをする。
3	ひな祭り	全児	雛人形を飾って桃の節句を祝う。

※ 「お誕生会」 該当月毎に実施

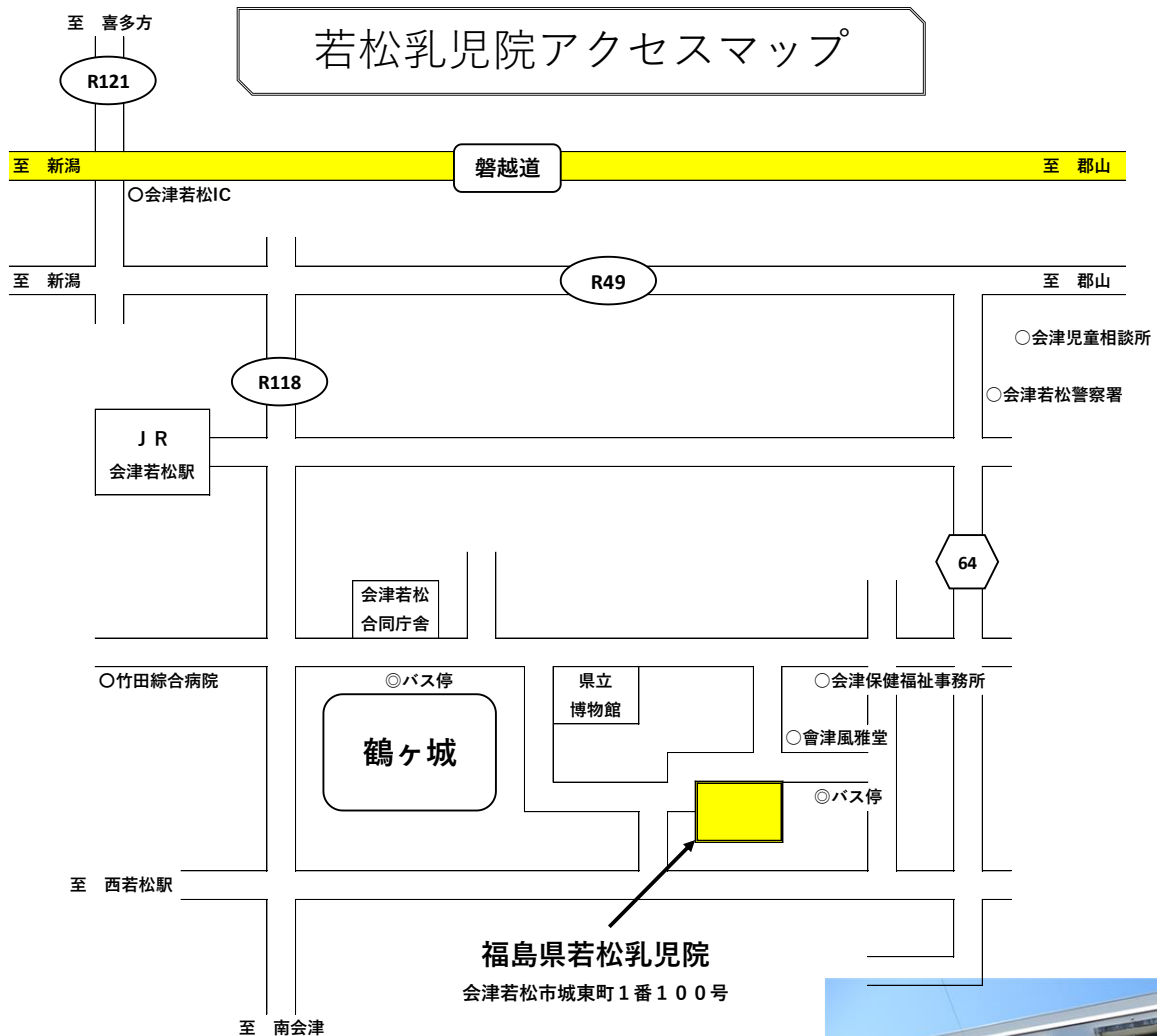
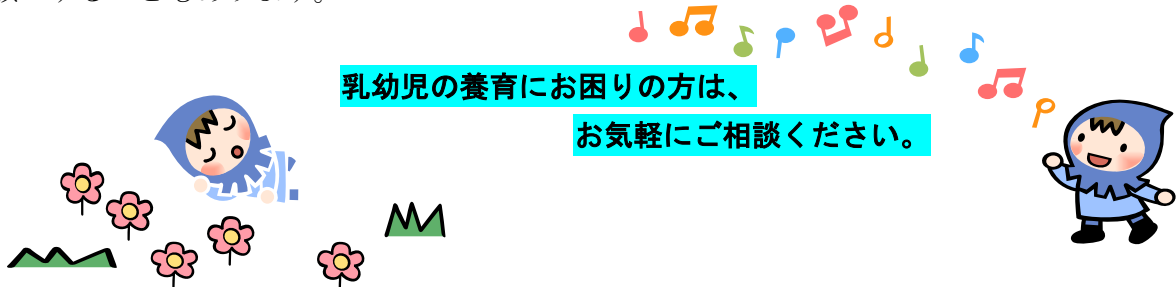


## 赤ちゃんを乳児院に預けたいときは・・・

市町村の民生（児童）委員、主任児童委員、市町村役場、あるいは、県の保健福祉事務所、児童相談所または乳児院が相談に応じています。

## 費用は・・・

赤ちゃんの生活は公費によってまかなわれていますが、家庭の収入に応じて、一部個人負担をお願いすることもあります。



- ◎ 会津バス（駅前始発）まちなか周遊バス利用  
会津風雅堂前下車すぐ
- ◎ 高速バス利用  
県会津若松合同庁舎前下車（徒歩約15分）

